

令和4年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

政策総務課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第10号	行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	宇治市組織条例	1
		宇治市行政不服審査会設置条例	3
議案第11号	宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の育児休業等に関する条例	4

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第12号	押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	職員のサービスの宣誓に関する条例	7
		宇治市財務条例	9
		宇治市固定資産評価審査委員会条例	10
議案第13号	宇治市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例	13
議案第14号	宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市消防団員等公務災害補償条例	17

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第15号	宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市集会所に関する条例	18
議案第16号	宇治市企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市企業立地促進条例	19
議案第17号	宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	20
議案第18号	宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業給水条例	33
議案第19号	宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市公共下水道使用料条例	37

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第20号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	39
議案第21号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	51

宇治市組織条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の組織を置く。</p> <p>市長公室</p> <p><u>政策経営部</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>産業地域振興部</u></p> <p>人権環境部</p> <p>福祉子ども部</p> <p>健康長寿部</p> <p>建設部</p> <p>都市整備部</p> <p>2 略</p> <p>第2条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p>	<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の組織を置く。</p> <p>市長公室</p> <p><u>政策企画部</u></p> <p><u>総務・市民協働部</u></p> <p><u>産業観光部</u></p> <p>人権環境部</p> <p>福祉子ども部</p> <p>健康長寿部</p> <p>建設部</p> <p>都市整備部</p> <p>2 略</p> <p>第2条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="266 1086 396 1134">組織名</th> <th data-bbox="396 1086 1099 1134">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="266 1134 396 1182">市長公室</td> <td data-bbox="396 1134 1099 1182">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 1182 396 1321"><u>政策経営部</u></td> <td data-bbox="396 1182 1099 1321">(1) <u>市政の重要方針及び重要施策の企画立案及び調整に関すること。</u> (2) <u>市政の総合的企画及び統計に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	分掌事務	市長公室	略	<u>政策経営部</u>	(1) <u>市政の重要方針及び重要施策の企画立案及び調整に関すること。</u> (2) <u>市政の総合的企画及び統計に関すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 1086 1281 1134">組織名</th> <th data-bbox="1281 1086 1982 1134">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 1134 1281 1182">市長公室</td> <td data-bbox="1281 1134 1982 1182">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1182 1281 1321"><u>政策企画部</u></td> <td data-bbox="1281 1182 1982 1321">(1) <u>市政の重要方針及び重要施策の企画、総合調整及び推進に関すること。</u> (2) <u>デジタル施策に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	分掌事務	市長公室	略	<u>政策企画部</u>	(1) <u>市政の重要方針及び重要施策の企画、総合調整及び推進に関すること。</u> (2) <u>デジタル施策に関すること。</u>
組織名	分掌事務												
市長公室	略												
<u>政策経営部</u>	(1) <u>市政の重要方針及び重要施策の企画立案及び調整に関すること。</u> (2) <u>市政の総合的企画及び統計に関すること。</u>												
組織名	分掌事務												
市長公室	略												
<u>政策企画部</u>	(1) <u>市政の重要方針及び重要施策の企画、総合調整及び推進に関すること。</u> (2) <u>デジタル施策に関すること。</u>												

宇治市組織条例新旧対照表

現行		改正案	
	<ul style="list-style-type: none"> (3) <u>市議会に関すること。</u> (4) <u>財政に関すること。</u> 		<ul style="list-style-type: none"> (3) <u>市議会に関すること。</u> (4) <u>財政に関すること。</u>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>文書、情報公開及び公印に関すること。</u> (2) <u>情報化に関すること。</u> (3) <u>普通財産及び庁舎の管理に関すること。</u> (4) <u>入札及び契約に関すること。</u> (5) <u>市税に関すること。</u> (6) <u>他の部等の所管に属しない事項に関すること。</u> 	総務・市民協働部	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>文書、情報公開及び公印に関すること。</u> (2) <u>例規に関すること。</u> (3) <u>統計に関すること。</u> (4) <u>普通財産及び庁舎の管理に関すること。</u> (5) <u>入札及び契約に関すること。</u> (6) <u>自治振興、市民協働及び広聴に関すること。</u> (7) <u>消費者保護に関すること。</u> (8) <u>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。</u> (9) <u>市税に関すること。</u> (10) <u>他の部等の所管に属しない事項に関すること。</u>
産業地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>自治、文化及びスポーツの振興に関すること。</u> (2) <u>広聴に関すること。</u> (3) <u>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。</u> (4) <u>観光、商工業、農林茶業その他の産業に関すること。</u> (5) <u>労働者対策及び消費者保護に関すること。</u> 	産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>農林茶業、商工業、観光その他の産業に関すること。</u> (2) <u>労働者対策に関すること。</u> (3) <u>文化及びスポーツの振興に関すること。</u>
人権環境部～都市整備部	略	人権環境部～都市整備部	略

宇治市行政不服審査会設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (庶務) 第9条 審査会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (庶務) 第9条 審査会の庶務は、<u>行政不服審査担当課</u>において処理する。 第10条 略</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き</u> <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>第2条の2～第7条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>第2条の2～第7条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第7条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する <u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>第8条～第10条 略</p>	<p>第7条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)</u>とする。</p> <p>第8条～第10条 略</p> <p>(<u>妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等</u>)</p> <p>第11条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</u></p> <p>(<u>勤務環境の整備に関する措置</u>)</p> <p>第12条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにす</u></p>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>

職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>別記様式 _____</p> <p>様式1(消防職員を除くその他の職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体すると共に、<u>公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを、固く誓います。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>様式2(消防職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重</p>	<p>第1条 略</p> <p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者に宣誓書(別記様式)を提出して _____ からでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <p>様式1(消防職員を除くその他の職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに<u>公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを、固く誓います。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>様式2(消防職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重</p>

職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は法令、条例及び規則並びに上司の命令を忠実に遵守し、消防職員に優先して<u>それにしたがう</u>ことを原則とするいかなる公共団体<u>または</u>いかなる組織体にも加入せず、市民の奉仕者として良心のみに<u>したがって</u>誠実かつ公正に消防職務の遂行に<u>あたる</u>ことを厳粛に誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ㊟</p>	<p>し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は法令、条例及び規則並びに上司の命令を忠実に遵守し、消防職員に優先してそれに<u>従う</u>____ことを原則とするいかなる公共団体<u>又は</u>____いかなる組織体にも加入せず、市民の奉仕者として良心のみに<u>従つて</u>____誠実かつ公正に消防職務の遂行に<u>当たる</u>ことを厳粛に誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p>

宇治市財務条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の検査を終つたときは、監査委員は、出納簿にその旨を記載し、<u>署名押印しなければならない。</u></p> <p>第3条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の検査を終つたときは、監査委員は、出納簿にその旨を記載し、<u>署名しなければ</u> ならない。</p> <p>第3条 略</p>

宇治市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>第5条・第6条 略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その他必要な事項</u></p> <p>(口頭審理)</p>	<p>第1条～第3条 略 (審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第5条・第6条 略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければ _____ならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事項</u></p> <p>(口頭審理)</p>

宇治市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>4 前項の口述書には、次の各号に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他必要な事項</u></p> <p>(実地調査)</p>	<p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>4 前項の口述書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければ _____ならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければ _____ならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>審理を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事項</u></p> <p>(実地調査)</p>
<p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他必要な事項</u></p>	<p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければ _____ならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>調査を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p>

宇治市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他必要な事項</u></p> <p>第11条～第15条 略</p>	<p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、委員会が必要であると認める事項</u> (議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければ _____ならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、委員会が必要であると認める事項</u></p> <p>第11条～第15条 略</p>

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 略 (服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。 ただし、招集を受けない場合であつても、<u>水・火災その他の災害</u> _____ _____の発生を知つたときは、あらかじめ指定する ところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第9条～第11条 略 (報酬)</p> <p>第12条 団員には、次により報酬を支給する。 <u>団長 年額 177,000円</u> <u>副団長 年額 125,000円</u> <u>分団長 年額 110,000円</u> <u>副分団長 年額 69,000円</u> <u>部長 年額 50,000円</u> <u>班長 年額 34,000円</u> <u>団員 年額 27,000円</u></p> <p>2 <u>動力消防ポンプの保管、整備及び運転を担当する団員については、前 項に定めるもののほか、1台当たりの担当団員数にかかわらず、1台に ついて、次により報酬を支給する。</u> <u>小型動力ポンプ 年額 9,000円</u></p>	<p>第1条～第7条 略 (服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。 ただし、招集を受けない場合であつても、<u>災害(水火災又は地震等の災 害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知つたときは、あらかじめ指定する ところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第9条～第11条 略 (年額報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。) ごとに年額報酬を支給する。</u></p> <p>2 <u>年額報酬の額は、別表第1の左欄に掲げる階級の区分に応じ、同表の 右欄に掲げる額とする。</u></p>

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>小型動力ポンプ付積載車 年額 12,000円</p> <p>3 前2項に定める報酬は、毎年度分をその年度末に支給するものとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が、水・火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合には、1回につき2,000円以内において費用弁償を支給する。</p> <p>2 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の規定の例により、別表 〃 に定める旅費を支給する。</p> <p>3 費用弁償の支給方法については、別に定める。</p> <p>(公務災害補償)</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、年度の途中において次の各号のいずれかに該当した場合の年額報酬の額は、月割りにより計算した額(当該額に50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数を1円に切り上げた額)とする。</p> <p>(1) 任用され、又は退職した場合</p> <p>(2) 年額報酬の額の異なる階級に異動した場合</p> <p>(出勤報酬)</p> <p>第13条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合は、3月ごとに出勤報酬を支給する。</p> <p>2 出勤報酬の額は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の規定の例により、別表第3に定める旅費を支給する。</p> <p>(公務災害補償)</p>

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案																											
<p>第14条 団員が公務により<u>死亡、負傷し</u>、若しくは疾病にかかり、<u>または公務による負傷若しくは疾病により死亡し</u>、若しくは身体障害の状態となつた場合においては、その<u>団員またはその者の遺族若しくは被扶養者</u>に対し、損害を補償する。</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p>	<p>第15条 団員が公務により<u>死亡し、負傷し</u>、若しくは疾病にかかり、<u>又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し</u>、若しくは身体障害の状態となつた場合においては、その<u>団員又はその者の遺族若しくは被扶養者</u>に対し、損害を補償する。</p> <p>2 略</p> <p>第16条 略</p> <p>別表第1(第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1155 699 1570 1086"> <thead> <tr> <th>階級の区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>177,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>69,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>36,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1155 1145 1980 1335"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害</td> <td>2時間以下の場合</td> <td>1回</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間を超える場合</td> <td>1回</td> <td>2,000円に当該超える時間1時間までごとに</td> </tr> </tbody> </table>	階級の区分	額	団長	177,000円	副団長	125,000円	分団長	110,000円	副分団長	69,000円	部長	50,000円	班長	37,000円	団員	36,500円	区分			額	災害	2時間以下の場合	1回	2,000円	2時間を超える場合	1回	2,000円に当該超える時間1時間までごとに
階級の区分	額																											
団長	177,000円																											
副団長	125,000円																											
分団長	110,000円																											
副分団長	69,000円																											
部長	50,000円																											
班長	37,000円																											
団員	36,500円																											
区分			額																									
災害	2時間以下の場合	1回	2,000円																									
	2時間を超える場合	1回	2,000円に当該超える時間1時間までごとに																									

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案		
別表 (第13条関係)			1,000円を加算した額
	警戒	4時間以下の場合	1回
		4時間を超える場合	1回
	訓練	4時間以下の場合	1回
		4時間を超える場合	1回
	火災予防	4時間以下の場合	1回
	活動等	4時間を超える場合	1回
	機械点検	1回	900円
略	別表第3(第14条関係) 略		

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>第4条～第29条 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>第4条～第29条 略</p>

宇治市集会所に関する条例新旧対照表

現行	改正案																				
<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="262 395 728 443">所在地</th> <th data-bbox="728 395 1097 443">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="262 443 728 539">宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市 宇治半白20番地42</td> <td data-bbox="728 443 1097 539">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 539 728 587">宇治市木幡南山68番地3</td> <td data-bbox="728 539 1097 587">宇治市東木幡集会所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 587 728 635">宇治市白川娑婆山16番地1</td> <td data-bbox="728 587 1097 635">宇治市白川集会所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 635 728 730">宇治市広野町小根尾138番地227～宇治 市木幡北畠45番地8</td> <td data-bbox="728 635 1097 730">略</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	名称	宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市 宇治半白20番地42	略	宇治市木幡南山68番地3	宇治市東木幡集会所	宇治市白川娑婆山16番地1	宇治市白川集会所	宇治市広野町小根尾138番地227～宇治 市木幡北畠45番地8	略	<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 395 1612 443">所在地</th> <th data-bbox="1612 395 1982 443">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 443 1612 539">宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市 宇治半白20番地42</td> <td data-bbox="1612 443 1982 539">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 539 1612 587">宇治市木幡南山68番地3</td> <td data-bbox="1612 539 1982 587">宇治市東木幡集会所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 587 1612 635"></td> <td data-bbox="1612 587 1982 635"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 635 1612 730">宇治市広野町小根尾138番地227～宇治 市木幡北畠45番地8</td> <td data-bbox="1612 635 1982 730">略</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	名称	宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市 宇治半白20番地42	略	宇治市木幡南山68番地3	宇治市東木幡集会所			宇治市広野町小根尾138番地227～宇治 市木幡北畠45番地8	略
所在地	名称																				
宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市 宇治半白20番地42	略																				
宇治市木幡南山68番地3	宇治市東木幡集会所																				
宇治市白川娑婆山16番地1	宇治市白川集会所																				
宇治市広野町小根尾138番地227～宇治 市木幡北畠45番地8	略																				
所在地	名称																				
宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市 宇治半白20番地42	略																				
宇治市木幡南山68番地3	宇治市東木幡集会所																				
宇治市広野町小根尾138番地227～宇治 市木幡北畠45番地8	略																				
別表第2 略	別表第2 略																				

宇治市企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 計画地区(対象区域を地区整備計画において区分した地区をいう。以下同じ。)内において_____は、別表第2の計画地区の欄の区分に応じ、同表の<u>ア欄に掲げる建築物は、建築しては_____ならない。</u></p>	<p>第1条～第3条 略 (建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 計画地区(対象区域を地区整備計画において区分した地区をいう。以下同じ。)内における<u>建築物の用途は、別表第2の計画地区の欄の区分に応じ、同表の制限の欄に掲げる用途の制限に適合するものでなければならぬ。</u></p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条 計画地区内における<u>建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区の欄の区分に応じ、同表の制限の欄に掲げる敷地面積の最低限度に適合するものでなければならぬ。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、建築物の敷地面積の最低限度に関する従前の制限に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなつた土地</u></p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(建築物の壁面の位置の制限)</p> <p><u>第5条</u> 計画地区内における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。)から道路境界線(地区計画の地区施設として定める区画道路の境界線をいう。)までの距離は、別表第2の計画地区の欄の区分に応じ、同表のイ欄に掲げる距離以上でなければならない。</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p><u>第6条</u> 計画地区内における建築物の高さは、別表第2の計画地区の欄の</p>	<p>(2) <u>前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用している土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について準用する。この場合において、前項第1号中「前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、」とあるのは「法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも」と、「従前の制限」とあるのは「制限」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(建築物の壁面の位置の制限)</p> <p><u>第6条</u> 計画地区内における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。以下同じ。)の位置_____は、別表第2の計画地区の欄の区分に応じ、同表の制限の欄に掲げる壁面の位置の制限に適合するものでなければならない。</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p><u>第7条</u> 計画地区内における建築物の高さは、別表第2の計画地区の欄の</p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>区分に応じ、同表のウ欄に掲げる高さ以下でなければならない。</p>	<p>区分に応じ、同表の制限の欄に掲げる高さの最高限度に適合するものでなければならない。</p> <p>(建築物に附属する塀の構造の制限)</p> <p>第8条 <u>計画地区内における建築物に附属する塀の構造は、別表第2の計画地区の欄の区分に応じ、同表の制限の欄に掲げる塀の構造の制限に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第9条 <u>法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築し、又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号又は第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>(1) <u>増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定並びに第4条の規定に適合すること。</u></p> <p>(2) <u>増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を</u></p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第7条 市長が、公益上必要な建築物で用途上及び構造上やむを得ないと認めて許可をしたものについては、その許可の範囲内において、<u>前3条</u>の規定は適用しない。</p> <p>第8条 略</p>	<p><u>超えないこと。</u></p> <p>(3) <u>増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。</u></p> <p>(4) <u>第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。</u></p> <p>2 <u>法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様替(以下「増築等」という。)をする場合においては、当該増築等をする部分以外の部分については、法第3条第3項第3号又は第4号の規定にかかわらず、第6条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、法第3条第2項の規定により前2条の規定の適用を受けない建築物について準用する。</u></p> <p>(公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第10条 市長が、公益上必要な建築物で用途上及び構造上やむを得ないと認めて許可をしたものについては、その許可の範囲内において、<u>第4条から第8条までの規定は適用しない。</u></p> <p>第11条 略</p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(罰則)</p> <p><u>第9条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第4条</u> _____ の規定に違反した場合 _____ における当該建築物の建築主</p> <p>(2) <u>第5条又は第6条</u> _____ の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 <u>前項第2号</u>に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u></p>	<p>(罰則)</p> <p><u>第12条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第4条又は第5条第1項</u>の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主</p> <p>(2) <u>建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条第1項の規定に違反することになった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者</u></p> <p>(3) <u>第6条から第8条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 <u>前項第3号</u>に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u></p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
名称		区域		名称		区域	
石橋地区地区整備計画区域		都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画石橋地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域		石橋地区地区整備計画区域		都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画石橋地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
東隼上り地区地区整備計画区域				東隼上り地区地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
別表第2(第4条、第5条、第6条関係)				別表第2(第4条一第8条関係)			
名称	計画地区	ア	イ	ウ	計画地区	制限	
		建築してはならない建築物	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度		用途の制限	
石橋地区地区整備計画	A地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 病院(救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院に限る。)	5メートル以上。ただし、守衛所、自転車置場、休憩所等で地上階数1のもの、高さが2.0メートル以下の門若しくは塀又はバス停留所の上屋、公衆電話所若しくは東屋は除	60メートル以下で、かつ建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メー	A地区	用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 病院(救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院に限る。) (2) 保育所(前号の病院に勤務する職員の利用に供するもの又は病児・病後児保育の用に供するものに限る。) (3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
画 区 域	(2) 保育所(前号の病院に勤務する職員の利用に供するもの又は病児・病後児保育の用に供するものに限る。)	くものとする。	トルを加えたもの	壁面の位置の制限	(4) 前3号の建築物に附属するもの	外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(地区計画の地区施設として定める区画道路の境界線をいう。以下同じ。)までの距離は、5メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、休憩所等で地上階数1のもの、高さが2.0メートル以下の門若しくは塀又はバス停留所の上屋、公衆電話所若しくは東屋を建築する場合は、この限りでない。	
	(3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋		以下		高さの最高限度		60メートル以下で、かつ建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下
B地	次の各号に掲げる建築物以外の建築物	5メートル以上。ただし、守衛所、自転車置場、休憩所等で	20メートル以下で、かつ建築物の各部分の高さを当該部	B地区	用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	
	(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム	地上階数1のもの、高さが2.0メートル以下の門若しくは塀又はバス停留所の上屋、公衆電話所	分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて			(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム	
	(2) 共同住宅及び	若しくは東屋は除	得たものに10メー			(2) 共同住宅及び寄宿舎(A地区の項制限の欄第1号の病院に勤務する医師及び看護師の居住の用に供するものに限る。)	
						(3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋	

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
	<p>寄宿舍(A地区の項ア欄第1号の病院に勤務する医師及び看護師の居住の用に供するものに限る。)</p> <p>(3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>	<p>くものとする。</p>	<p>トルを加えたもの</p> <p>以下</p>		<p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p> <p>壁面の位置の制限 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、休憩所等で地上階数1のもの、高さが2.0メートル以下の門若しくは塀又はバス停留所の上屋、公衆電話所若しくは東屋を建築する場合は、この限りでない。</p> <p>高さの最高限度 20メートル以下で、かつ建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下</p>
<p>2 東隼上り地区地区整備計画区域</p>					
計画地区	制限				
専用住宅地区	用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅(長屋、同一敷地内の用途上不可分の関係にある居室を有する建築物及び住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する住宅を除く。以下同じ。)</p>			

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案	
		<p>(2) 住宅で令第130条の3第1号、第6号又は第7号に掲げる用途を兼ねるもの(延べ面積の2分の1以上が居住の用途に供する部分の床面積であつて、かつ、居住以外の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下である建築物に限る。)</p> <p>(3) 住宅で令第130条の3第1号、第6号又は第7号に掲げる用途の建築物を併設するもの(延べ面積の2分の1以上が居住の用途に供する部分の床面積であつて、かつ、居住以外の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下である建築物に限る。)</p> <p>(4) 診療所(患者を収容する施設を有しない診療所であつて、住宅を兼ね、又は併設するものに限る。以下同じ。)</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める建築物</p> <p>(7) 前各号に規定する建築物に附属するもの(令第130条の5に定める建築物を除く。)</p> <p>敷地面積の最低150平方メートル以上</p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案	
	<p>限度</p> <p>壁面の位置の制限</p>	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、敷地面積が150平方メートル以上の敷地においては1メートル以上とし、敷地面積が150平方メートル未満の敷地においては、0.5メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 屋根付きカーポート又は地下車庫</p> <p>イ 建築物に附属する物置その他これらに類する建築物であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 下屋、建築物に付属する物干しその他これらに類する建築物(通風を妨げない構造のものに限る。)であつて、軒の高さが2.8メートル以下で、かつ床面積の合計が15平方メートル以内のもの</p> <p>エ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以内の建築物(アからウまでを除く。)</p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案		
			<p>(2) 前号の規定にかかわらず、出窓(外壁の長さの合計が5メートル以下で、下端の床面からの高さが0.3メートル以上のものに限る。以下同じ。)から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。</p>
	高さの最高限度	10メートル以下で、かつ軒の高さが7メートル以下	
	塀の構造の制限		塀の高さは、建築物を建築し、又は工作物を設置することができる敷地の地盤面から2メートル以下とする。
	沿道住宅地区	用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で令第130条の3各号のいずれかの用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 住宅で令第130条の3各号のいずれかの用途の建築物を併設するもの</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める建築物</p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案	
		<p>(7) <u>前各号に規定する建築物に附属するもの</u> (<u>令第130条の5に定める建築物を除く。</u>)</p> <p><u>敷地面積の最低</u>150平方メートル以上</p> <p><u>限度</u></p> <p><u>壁面の位置の制限</u>(1) <u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、敷地面積が150平方メートル以上の敷地においては1メートル以上とし、敷地面積が150平方メートル未満の敷地においては、0.5メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物を建築する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 屋根付きカーポート又は地下車庫</u></p> <p><u>イ 建築物に附属する物置その他これらに類する建築物であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>ウ 下屋、建築物に付属する物干しその他これらに類する建築物(通風を妨げない構造のものに限る。)であつて、軒の高さが2.8メートル以下で、かつ床面積の合計が15平方メートル以内のもの</u></p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案	
<p>備考</p> <p>1 <u>ウ欄に規定する建築物の高さの算定方法は、令第2条第1項第6号に定めるところによる。</u></p> <p>2・3 略</p>		<p>エ <u>外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以内の建築物(アからウまでを除く。)</u></p> <p>(2) <u>前号の規定にかかわらず、出窓から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。</u></p> <p>高さの最高限度 <u>10メートル以下で、かつ軒の高さが7メートル以下</u></p> <p>塀の構造の制限 <u>塀の高さは、建築物を建築し、又は工作物を設置することができる敷地の地盤面から2メートル以下とする。</u></p>
	備考	<p>1 <u>建築物の面積及び高さの算定方法は、令第2条第1項に定めるところによる。</u></p> <p>2・3 略</p>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案						
<p>第1条・第2条 略 (定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 「<u>低所得者用</u>」とは、別に定める基準により低所得のため生活困窮の状態にある一般家庭が生活の用に水道を使用するもので、申請に基づき水道事業の管理者の権限を行う市長(第8条第1項及び第20条第2項を除き、以下「<u>管理者</u>」という。)が認定したものをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 「<u>定例日</u>」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ<u>管理者</u> _____ が定めた日をいう。</p> <p>第4条～第24条 略 (料金)</p> <p>第25条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 水道使用料</p>	<p>第1条・第2条 略 (定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 「<u>定例日</u>」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ<u>水道事業の管理者の権限を行う市長(第8条第1項及び第20条第2項を除き、以下「<u>管理者</u>」という。)</u>が定めた日をいう。</p> <p>第4条～第24条 略 (料金)</p> <p>第25条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 水道使用料</p>						
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">使</td> <td style="width: 40%;">基本使用料</td> <td style="width: 50%;">超過使用料(1立方メートルにつき)</td> </tr> </table>	使	基本使用料	超過使用料(1立方メートルにつき)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">使</td> <td style="width: 40%;">基本使用料</td> <td style="width: 50%;">超過使用料(1立方メートルにつき)</td> </tr> </table>	使	基本使用料	超過使用料(1立方メートルにつき)
使	基本使用料	超過使用料(1立方メートルにつき)					
使	基本使用料	超過使用料(1立方メートルにつき)					

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行							改正案								
用途	用料	水量	使用料	1段	2段	3段	4段	用途	用料	水量	使用料	1段	2段	3段	4段
家庭用	8立方メートル		910円	9立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから40立方メートルまで	41立方メートルから60立方メートルまで	61立方メートル以上 202円	家庭用	8立方メートル		1,030円	9立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから40立方メートルまで	41立方メートルから60立方メートルまで	61立方メートル以上 227円
営業用	8立方メートル		910円	9立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから40立方メートルまで	41立方メートルから500立方メートルまで	501立方メートル以上 249円	営業用	8立方メートル		1,030円	9立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから40立方メートルまで	41立方メートルから500立方メートルまで	501立方メートル以上 280円
官公署・学校・保育所・団体用	10立方メートル		2,410円	11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートルまで	1,001立方メートル以上 310円	官公署・学校・保育所・団体用	10立方メートル		2,730円	11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートルまで	1,001立方メートル以上 349円
工場・事業	10立方メートル		2,410円	11立方メートル	21立方メートル	101立方メートル	1,001立方メートル	工場・事業	10立方メートル		2,730円	11立方メートル	21立方メートル	101立方メートル	1,001立方メートル

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行							改正案						
所用	メートル		一トルか ら20立方 メートル まで	一トルか ら100立 方メー トルまで	メートル から1,000 立方メー トルまで	メートル 以上 336円	所用	メートル		一トルか ら20立方 メートル まで	一トルか ら100立 方メー トルまで	メートル から1,000 立方メー トルまで	メートル 以上 365円
低所得者用	8立方メ ートル	540円	9立方メ ートルか ら20立方 メートル まで	21立方メ ートルか ら40立方 メートル まで	41立方メ ートルか ら60立方 メートル まで	61立方メ ートル以 上 121円	浴場営業用	8立方メ ートル	1,030円	9立方メ ートルか ら20立方 メートル まで	21立方メ ートル以 上 97円		
浴場営業用	8立方メ ートル	910円	9立方メ ートルか ら20立方 メートル まで	21立方メ ートル以 上 86円			臨時工事用	10立方 メートル	3,660円	11立方メ ートル以 上 366円			
臨時工事用	25立方 メートル	7,890円	26立方メ ートル以 上 315円										

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行		改正案	
(2) メーター使用料		(2) メーター使用料	
口径	1個1月につき	口径	1個1月につき
13ミリメートル	40円	13ミリメートル	130円
20 "	80円	20 "	140円
25 "	90円	25 "	170円
40 "	160円	40 "	260円
50 "	900円	50 "	840円
75 "	1,200円	75 "	1,230円
100 "	1,500円	100 "	1,710円
125 "	1,500円	125 "	3,650円
150 "	2,900円	150 "	3,700円
第26条～第35条 略 (料金、手数料等の <u>軽減</u> 又は免除)		第26条～第35条 略 (料金、手数料等の <u>減額</u> 又は免除)	
第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を <u>軽減</u> 又は免除することができる。		第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を <u>減額し</u> 、又は免除することができる。	
第37条～第47条 略		第37条～第47条 略	

宇治市公共下水道使用料条例新旧対照表

現行					改正案						
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)						
用途	使用料(1使用 月につ き)	基本使用料		超過使用料		用途	使用料(1使用 月につ き)	基本使用料		超過使用料	
		汚水量	使用料	汚水量区分	使用料1立 方メートル につき			汚水量	使用料	汚水量区分	使用料1立 方メートル につき
一般用	10立方 メート ルまで の分	1,342	(円)	10立方メートルを超え20	略	一般用	10立方 メート ルまで の分	1,342	(円)	10立方メートルを超え20	略
				立方メートルまでの分～						立方メートルまでの分～	
				500立方メートルを超え						500立方メートルを超え	
				1,000立方メートルまで					1,000立方メートルまで		
				1,000立方メートルを超	292				1,000立方メートルを超	292	
				える分					える分		
低所得者用	10立方 メート ルまで の分	671		10立方メートルを超え20	73						
				立方メートルまでの分							
				20立方メートルを超え30	85						
				立方メートルまでの分							
				30立方メートルを超える	109						
				分							
一時使用用	略				一時使用用	略					
公衆浴場用	略				公衆浴場用	略					

宇治市公共下水道使用料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>備考</p> <p>1 この表において、「一般用」とは<u>低所得者用、一時使用用</u>及び公衆浴場用以外の用途で使用するものをいい、「<u>低所得者用</u>」とは<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び世帯の所得金額が別に定める基準額を下回っている低所得の世帯が使用する場合をいい</u>、「一時使用用」とは<u>宇治市公共下水道使用料条例第5条に規定する工事その他の用途で使用するものをいい</u>、「公衆浴場用」とは公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場の用途で使用するものをいう。</p> <p>2 略</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において、「一般用」とは<u>一時使用用</u>及び公衆浴場用以外の用途で使用するものをいい_____</p> <p>_____、</p> <p>「一時使用用」とは_____</p> <p>第5条に規定する工事その他の用途で使用するものをいい、「公衆浴場用」とは公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場の用途で使用するものをいう。</p> <p>2 略</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条の2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の基礎賦課額(第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定に</p>	<p>第1条～第11条の2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の基礎賦課額(第23条及び第23条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定に</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>より読み替えられた法第72条の3第1項の規定による <u>繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被 保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)</u> の額</p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.29</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>25,500円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,100円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>8,550円</u></p>	<p>より読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.75</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>27,900円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>18,000円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>9,000円</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>12,825円</u></p> <p>2 略</p> <p>第16条の2～第16条の4 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条 <u> </u>において同じ。)は、630,000円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条 <u> </u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>13,500円</u></p> <p>2 略</p> <p>第16条の2～第16条の4 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、<u>第23条及び第23条の3</u>において同じ。)は、630,000円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条及び第23条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による_____ _____ 繰入金を除く。)の額</p> <p>第16条の5の3・第16条の5の4 略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.89</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>9,700円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,500円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,250円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>4,875円</u></p> <p>2 略</p> <p>第16条の5の6～第16条の5の8 略</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第16条の5の3・第16条の5の4 略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.78</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>9,600円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,200円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,100円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>4,650円</u></p> <p>2 略</p> <p>第16条の5の6～第16条の5の8 略</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条_____において同じ。)は、190,000円を超えることができない。</p> <p>第16条の6～第16条の8 略</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.87</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>11,800円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>5,900円</u></p> <p>2 略</p> <p>第16条の10～第22条 略</p> <p>(保険料_____の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、<u>第23条及び第23条の3</u>において同じ。)は、190,000円を超えることができない。</p> <p>第16条の6～第16条の8 略</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.97</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>12,200円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>6,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>第16条の10～第22条 略</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等</p>	<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2</p>	<p>の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>17,850円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>11,970円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,985円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,977円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>12,750円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p>	<p>項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>19,530円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>12,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,300円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,450円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>13,950円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>8,550円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,275円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,412円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に520,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>5,100円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>3,420円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,710円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,565円</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第</p>	<p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>9,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,500円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,750円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に520,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>5,580円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>3,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,800円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,700円</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と、「<u>17,850円</u>」とあるのは「<u>6,790円</u>」と、「<u>11,970円</u>」とあるのは「<u>4,550円</u>」と、「<u>5,985円</u>」とあるのは「<u>2,275円</u>」と、「<u>8,977円</u>」とあるのは「<u>3,412円</u>」と、「<u>12,750円</u>」とあるのは「<u>4,850円</u>」と、「<u>8,550円</u>」とあるのは「<u>3,250円</u>」と、「<u>4,275円</u>」とあるのは「<u>1,625円</u>」と、「<u>6,412円</u>」とあるのは「<u>2,437円</u>」と、「<u>5,100円</u>」とあるのは「<u>1,940円</u>」と、「<u>3,420円</u>」とあるのは「<u>1,300円</u>」と、「<u>1,710円</u>」とあるのは「<u>650円</u>」と、「<u>2,565円</u>」とあるのは「<u>975円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>17,850円</u>」とあるのは「<u>8,260円</u>」と、「<u>11,970円</u>」とあるのは「<u>4,130円</u>」と、「<u>12,750円</u>」とあるのは「<u>5,900円</u>」と、「<u>8,550円</u>」とあるのは「<u>2,950円</u>」と、「<u>5,100円</u>」とあるのは「<u>2,360円</u>」と、「<u>3,420円</u>」とあるのは「<u>1,180円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2 略</p>	<p>16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と、「<u>19,530円</u>」とあるのは「<u>6,720円</u>」と、「<u>12,600円</u>」とあるのは「<u>4,340円</u>」と、「<u>6,300円</u>」とあるのは「<u>2,170円</u>」と、「<u>9,450円</u>」とあるのは「<u>3,255円</u>」と、「<u>13,950円</u>」とあるのは「<u>4,800円</u>」と、「<u>9,000円</u>」とあるのは「<u>3,100円</u>」と、「<u>4,500円</u>」とあるのは「<u>1,550円</u>」と、「<u>6,750円</u>」とあるのは「<u>2,325円</u>」と、「<u>5,580円</u>」とあるのは「<u>1,920円</u>」と、「<u>3,600円</u>」とあるのは「<u>1,240円</u>」と、「<u>1,800円</u>」とあるのは「<u>620円</u>」と、「<u>2,700円</u>」とあるのは「<u>930円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>19,530円</u>」とあるのは「<u>8,540円</u>」と、「<u>12,600円</u>」とあるのは「<u>4,200円</u>」と、「<u>13,950円</u>」とあるのは「<u>6,100円</u>」と、「<u>9,000円</u>」とあるのは「<u>3,000円</u>」と、「<u>5,580円</u>」とあるのは「<u>2,440円</u>」と、「<u>3,600円</u>」とあるのは「<u>1,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2 略</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条第1項第2号又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>から、当該額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)</u>。</p> <p>2 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号又は第16条の5の8」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第16条第1項第2号又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号又は第16条の5の8」と、</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第24条～第32条 略	<p>「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」と、「同項各号ア」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号ア」と読み替えるものとする。</p> <p>第24条～第32条 略</p>

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案										
<p>別表(第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="271 400 1099 499"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 400 757 451">区分</th> <th data-bbox="757 400 1099 451">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="271 451 1099 499">(1)～(35) 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	報酬額	(1)～(35) 略		<p>別表(第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1155 400 1984 547"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 400 1641 451">区分</th> <th data-bbox="1641 400 1984 451">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1155 451 1984 499">(1)～(35) 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 499 1641 547">(36) 学校運営協議会委員</td> <td data-bbox="1641 499 1984 547">年額 4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	報酬額	(1)～(35) 略		(36) 学校運営協議会委員	年額 4,000円
区分	報酬額										
(1)～(35) 略											
区分	報酬額										
(1)～(35) 略											
(36) 学校運営協議会委員	年額 4,000円										